

令和 5～6 年度男女平等推進プラン 第三者評価総論

清瀬市は、平成 30 年 3 月に、平成 30 年度～令和 9 年度の 10 年間を計画期間とした「第 3 次清瀬市男女平等推進プラン」をとりまとめ、公表しました。この第 3 次プランにもとづき、当男女平等推進委員会は、清瀬市男女平等推進条例第 19 条第 2 号にもとづき、毎年第 3 次プランの実施状況を評価し、報告しています。

清瀬市男女平等推進委員会は令和 7 年度に 3 回、(8 月 22 日第 1 回委員会、11 月 28 日第 2 回委員会、12 月 26 日第 3 回委員会) 令和 8 年度 (5 月 25 日第 1 回開催) に 1 回開催し、プランの「進捗状況」に関する内部報告について外部評価をしましたので、その結果を報告します。

困難女性支援法が令和 6 年 4 月より施行されたことを踏まえ、次期プラン作成以前に、現プランでどの程度実施されているかを見るため、評価は全事業評価でなく目標 2 を中心に実施しています。

全体的な傾向としては、プランに定められた事業に対しては概ね十分に組み込まれているものの、それによってプランの全体目標達成に向かって進捗しているのか評価しにくいという傾向があります。また、新しい挑戦が少なく、ほとんどの事業の委員会評価がプランに基づき着実に実施されていますが B 評価が多く、A 評価が少ない傾向があります。

各課においては、個々の事業の自己評価をする際に、その事業の上位施策、課題、目標の確認を行い、事務局は、それが十分になされているかをチェックして各課に注意を促すことが求められます。

そうした中、部署によっては WEB 申込の開始や、法改正を契機に妊娠期からの支援体制を進めた部署があることは評価できますし、清瀬市の令和 5 年度の女性管理職交流会の取り組みは大変評価されます。この取り組みは、令和 5 年度の単年度だけでなく令和 6 年度およびその後も同様の企画を継続することで、女性管理職の割合を 30%にするという目標達成が望まれます。

清瀬市男女共同参画センターでは、これまで女性に対する暴力撤廃週間前夜に実施してきたパープルキャンドルに加えて、市役所庁舎前の石碑の紫色のライトアップを令和 6 年より、始めており、今後の市民への更なる広報を期待します。

個別のプランについては、実施施設である男女共同参画センターも委員会も D 評価にしている「DV 被害者支援マニュアルの充実」については、DV 被害者支援における庁内外の連携強化、多岐にわたる事例に対応できるマニュアルの整備、関連部署との連携が喫緊の課題として挙げられます。

制度や支援の情報が、特に女性、高齢者、外国人、潜在的 DV 被害者など、支援を必要とする層に確実に届くよう、多様な媒体を活用した広報の徹底、デジタルデバイド対策の継続、個別の情報伝達の仕組み作りが求められます。

個別施策の実施に留まらず、より広範な市民の意識変革とプランの浸透、そしてジェンダー視点に立ったきめ細やかなデータ収集と分析を通じて、真に男女が平等に参画し、安心して暮らせる社会の実現に向けた、継続的な努力と柔軟な施策展開が清瀬市に期待されます。